新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

1 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、これまで各社会福祉協議会において、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在しますので、国がこうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとしましたので、その案内を送付いたします。

※ このご案内は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、千葉県社会福祉協議会から総合支援資金等の再貸付にかかる情報提供を受け、送付しています。

2 支給対象世帯

- ○緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯※次の3つのうちいずれかに該当する世帯
 - ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯

〇上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

① 収入要件・資産要件

申請月における申請者及びその家族等の収入合計額(月額)【収入要件】及び申請日における申請者及びその家族等の金融資産額(預貯金及び現金)【資産要件】が下表に記載する額を超えないこと。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入額	125,000円	179, 000 円	225, 000 円	267, 000 円	308,000円
金融資産	504, 000 円	780, 000 円	1, 000, 000 円		

② 求職活動等要件

以下のア、イいずれかの要件を満たすこと。

- ア 公共職業安定所に求職申込みを行い、常用就職を目指し、以下の①から③のすべての 求職活動を行うこと。
 - ① 月1回以上、千葉市生活自立・仕事相談センターの面接等を受けること。
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けること。
- イ 生活保護を申請し、この申請にかかる決定等が行われていない状態にあること。

③ その他

- ・申請者がその世帯の主たる生計維持者であること。
- ・職業訓練受講給付金を受給していないこと。
- ・生活保護費を受給していない(申請して処分を待っている状態である場合は除く。)こと。
- ・偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。
- ・暴力団員でないこと。

3 支給額・支給期間

(単位:円)

			(+ - - · 1 1/
	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	60, 000	80, 000	100, 000
支給期間	3 か月間		

申請期限は令和3年8月31日です。※当日消印有効

□ 自立支援金の申請受付は、「千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター」で実施しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請については、**できる限り郵送**によりお願いいたします。(<u>市外に転出された方の申請先は、転出先の自治体</u>となりますのでご注意ください。)

- ※ 申請書を直接持参される場合は、「千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 事務センター」にお越しください。混雑が予想されますので予めご連絡ください。
- ☞ 申請に必要な書式は、千葉市ホームページからもダウンロードすることができます。
 - ※ 支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。提出がされない場合は、自立支援金の支給を中止する場合があります。



お問い合わせ	千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター 043-400-2689 (専用コールセンター)				
	[受付時間]平日 8:30~17:30 送付先 :〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1千葉市役所内 ※ 申請内容について、070-2494-8877から連絡させていただく場合があります。				
ホームページ	千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 制度のご案内 回答認回				
	千葉市 コロナ 自立支援金 で検索 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を装った "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場等に都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)等をかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。